



上尾市

農業委員会だより

第5号

平成28年8月

編集・発行
上尾市農業委員会

事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694



キウイフルーツの花

就任のあいさつ

上尾市農業委員会

会長 北川 純一

暑中お見舞い申し上げます。皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、上尾市農業委員会は、本年4月に委員が改選になりました。このたびの改選におきましては、「農業委員会等に関する法律」が改正されましたので、改正法に基づいた新たな選出方法により、11名の農業委員会委員が市長から任命されました。また、新たに11名の農地利用最適化推進委員を委嘱し、合計22名の体制で3年間の任期としてスタートしました。

農業を取り巻く情勢は厳しく、担い手の減少、耕作放棄地の拡大や国内の農産物価格の低迷など、様々な課題を抱えております。

今後、諸課題に対応すべく、上尾市農業委員会の両委員は、適切な連携と役割分担のもと、変動する農業を取り巻く状況に的確に対応し、法令に基づく農地行政を適正に行います。

なお、新たに委嘱した農地利用最適化推進委員は、担当区域の農地等の利用の最適化の推進を図ることを目的としております。

農業委員会活動が農家の皆さまの期待に応えられるよう、情報提供はもとより、皆さまからのご意見を頂きながら、取り組んでまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の紹介

上尾



●奥隅 公仁男



◆荒井 則夫

原市



●渡邊 悠次



◆三角 隆

- ◎会長
- 会長代理
- 農業委員会委員
- ◆農地利用最適化推進委員

平方



○●今川 修一



●新木 英男



◆松本 弘道



◆市川 好夫



大石



●藤波 貢



●大木 晴夫



◆山岸 進



◆小高 一郎



◆榎本 功



上平



◎●北川 純一



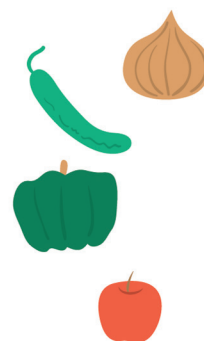
●内田 栄作



◆鈴木 孝重



◆平野 修一



大谷



●小川 英俊



●田中 虎久



◆水村 一夫



◆榎本 道雄

全地区(大谷)



●嶋田 弘

農地パトロールを行います

農業委員会では、農地パトロールを行っています。これは、荒廃が著しい農地や、許可なく農地以外に使用されている農地の早期発見、早期解消を目的としています。

この調査の結果、耕作されていない農地については、その所有者に対しその後の利用意向を調査し、農地情報としてインターネットにより公表し、農地として利用するよう促します。

↓ 全国農地ナビ <http://www.alis-ac.jp>

ことしは、8月～10月にかけて各地区ごとに実施します。パトロール実施者は、緑色の帽子と黄色の腕章を身に着けています。調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



昨年の農地パトロール風景

熱中症にご注意!

暑い日が続いています。外にいるときも家の中にいるときも、こまめな水分・塩分補給を忘れずに。

農地の適正な管理をお願いします

農地は地域の貴重な資源であるため、適正に管理する必要があります。下記のこと、十分に注意してください。

① 農地の埋め立てについて

農地に耕作土を埋め立てる場合、農地法及び市のたい積条例に基づく手続きが必要です。

この場合、埋め立ての形状や高さの制限、埋め立て後の作付け計画などについて審査が行われます。

⇒手続きを怠って埋め立てを行った場合、元の農地の状態に戻していただくことになります。

違反すると、2年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

② 農地の転用について

農地を農地以外に利用することを農地転用といいます。

農地を転用する場合には、農地法に基づく許可申請（市街化区域内農地については「届出」）が必要です。

⇒手続きをせずに転用を行うと農地法違反となり、農地の状態に是正することが求められ、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科されます。

③ 耕作せずにそのまま放置していると

・雑草の種や病害虫発生の原因になり、周辺の農地に迷惑を及ぼします。

・冬季に枯草となり周辺住民に火災の不安を抱かせます。

・不法投棄の温床になってしまいます。

∴草刈りなど適正な管理をお願いします。

⇒家族に耕作者がいない場合は、「利用権設定」などを利用しましょう。



上記については、お近くの委員にご相談ください。

安心して農地の貸し借りを

農業者の高齢化や後継者不足から耕作放棄化が進行しています。農地を農地として活用するための方策として、意欲ある農業者に農地を貸すことができる制度があります。これを「利用権設定」といいます。

この制度は、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地の利用（賃借・貸借）権の設定を行うことです。

利用権の設定とは、貸し手と借り手で、期間の設定をし、終期になれば貸借関係は終了します。終了後は、所有者自ら耕作することもできますし、終了前に、再度手続きをすることにより、引き続き借り手が耕作することができます。

貸し手のメリット

- ・ 農地を荒廃化させずに済みます。
- ・ 契約の期間が終了すれば、離作料を払うことなく農地が返還されます。

借り手のメリット

- ・ 農業経営規模の拡大が図れます。
- ・ 貸借期間中は安心して耕作ができます。

農業者の老後の生活の収入は、国民年金+農業者年金が基本です！

■加入要件

- ・ 農業に年間60日従事
- ・ 国民年金第1号被保険者
- ・ 20歳以上60歳未満

- メリット1 女性にも優しい 奥様も単独で入れます
- メリット2 若年層には手厚い支援
- メリット3 税制面で大きな優遇

あなたの老後の備えは大丈夫？

詳しくはこちら ⇒ (独) 農業者年金基金HP <http://www.nounen.go.jp>

編集後記

今回の表紙写真は、キウイフルーツの花です。初めてご覧になった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。上尾市は、県内第一のキウイフルーツの産地なのです。

「上尾キウイフルーツ研究会」は、昭和55年に発足。現会員16名で、現地検討会や剪定講習会、研修会等の活動を行い品質の向上を目指しています。

キウイフルーツの収穫は10月下旬ですが、ご存じのとおりそのままでは酸っぱくて食べられません。追熟という行程を経て11〜12月の販売となります。上尾シティマラソンでは、参加選手に振る舞っています。地元のフルーツを是非ご賞味下さい。

